

4月1日から一部変更しました
区の組織

【問合せ】行政経営担当 ☎5608－6230

変更内容	理由
総務部 副参事(デジタル規制改革・コンプライアンス推進担当)を設置	デジタル規制改革推進法に基づく行政手続における電子化の推進およびカスタマーハラスメント対策等を行うため
区民部 副参事(窓口改革担当)を設置	庁舎1・2階のリニューアル、窓口サービスの見直し等を行うため
地域力支援部 副参事(総合的芸術祭・すみゆめ担当)を設置	「総合的芸術祭」の開催準備の本格化および既存の「隅田川 森羅万象 墨に夢」(すみゆめ)事業等を行うため
福祉部 ▶福祉保健部を福祉部に名称変更 ▶厚生課を地域福祉課に名称変更	保健衛生部の新設に伴う名称変更
保健衛生部 ▶福祉保健部保健衛生担当を廃止し、保健衛生部を設置 ▶新保健施設等開設準備室を廃止 ▶保健衛生担当参事(新保健施設等開設準備担当)を廃止	すみだ保健子育て総合センターの開設を契機に、保健衛生施策をより一層、迅速かつ効率的・効果的に進めるため
子ども・子育て支援部 ▶指導検査課を設置 ▶副参事(保育施設対策特命担当)を廃止	不適切保育や児童虐待の未然防止に係る対応に向け、更なる組織体制の強化を図るため
都市整備部立体化・まちづくり推進担当 副参事(両国まちづくり担当)を設置	両国駅北側のまちづくりの進展に伴う各種調整を行うため

助成額を増額します
木造住宅の耐震診断助成

平成12年5月31日までに着工された平屋建てまたは2階建ての木造住宅を対象に、耐震に関する各種助成事業を行っています。区内の木造住宅の更なる耐震化促進に向けて、耐震診断助成額を従来の15万円から20万円に増額しました。詳細はお問い合わせください。
【問合せ】不燃・耐震促進課不燃化・耐震化担当 ☎5608－6269



たいしんくん

資源の有効活用にご協力を
古着・金属製調理器具等の
回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。
【とき／ところ】▶4月12日(土)／業平公園(業平2－3－2) ▶4月19日(土)／白鬚公園(墨田1－4－42) ＊時間はいずれも午前9時～午後2時【回収品目】洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケース ＊汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり【対象】区内在住の方 ＊事業者を除く【費用】無料【持込方法】廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ ＊車での来場は不可【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613－2228

あっせん品目を追加します
生ごみ処理容器の購入

家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、「生ごみ処理容器」(8種類)をあっせんしています。商品の一覧表は区HPでご覧になれます。
【対象】区内在住の方【申込み】随時、電話で、環境政策課環境政策担当 ☎5608－6209へ

新たに認定しました
すみだマイスター

区内産業をPRする「すみだ3M運動」を実施しています。この運動の一環として、優れた技術を持ち、その技術を広く伝える「すみだマイスター」を新たに2人認定しました(五十音順、敬称略)。
加藤元靖(有職畳づくりの技術)
宮あき子(花かんざしの制作技術)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【問合せ】産業振興課産業振興担当 ☎5608－1437

ご活用ください
地域活動ガイドブック

ボランティア活動などの地域活動に役立つ助成金・補助金等の支援制度や、区が主催する講座・ボランティアなどを掲載した「地域活動ガイドブック」を無料で配布しています。区HPでも閲覧できます。
【配布場所】地域活動推進課(区役所14階)、区民情報コーナー(区役所1階)、すみだ生涯学習センター(東向島2－38－7)、みどりコミュニティセンター(緑3－7－3)、社会福祉会館(東墨田2－7－1)、各図書館・出張所・コミュニティ会館・地域プラザ等【問合せ】地域活動推進課まなび担当 ☎5608－6202



ご活用ください
地球温暖化防止設備導入助成制度、地球温暖化防止設備(次世代自動車)購入助成制度

地球温暖化防止に効果的なエネファームや家庭用蓄電システム等の省エネ設備を区内の建物に導入した場合や、次世代自動車を購入した場合に助成金を交付しています。助成を受けるには、着工前の申請が必要です(次世代自動車を除く)。詳細はお問い合わせください。
【問合せ】環境保全課環境管理担当 ☎5608－6207

助成対象	助成額	助成限度額
遮熱塗装	工事費用の10%	15万円 ＊分譲マンションは30万円
建築物断熱改修(断熱材)		15万円 ＊分譲マンションは50万円
建築物断熱改修(窓)		
燃料電池発電給湯器(エネファーム)		5万円
家庭用蓄電システム		
住宅エネルギー管理システム(HEMS)	工事費用の20%	2万円
直管型LED照明器具	工事費用の50%	3万円 ＊分譲マンションは15万円
電気自動車用充電設備	工事費用の80%	7万5000円
ピークル・トゥ・ホーム(V2H)	製品費用の25%	40万円
太陽光発電システム	1kwあたり5万円	20万円
宅配ボックス	工事費用の10%	5万円 ＊分譲マンションは10万円
次世代自動車	一律10万円	－

- ①▶工事費用＝設備およびその設置(施工)に係る経費等の合計 ▶製品費用＝導入する設備の製品代 で、いずれも税抜き金額です。
②見積りは、複数の事業者 に依頼することを推奨します。また、契約を急がせる事業者には、十分ご注意ください。
③建物を新築する場合は「燃料電池発電給湯器(エネファーム)」「家庭用蓄電システム」「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」「ピークル・トゥ・ホーム(V2H)」「電気自動車用充電設備」「太陽光発電システム」が対象です。
④原則、工事・製品費用が10万円以上のものが対象です。ただし、「住宅エネルギー管理システム(HEMS)」「電気自動車用充電設備」は5万円以上、「直管型LED照明器具」は1万円以上が対象となります。
⑤国や都の補助事業との併用が可能です。ただし、助成額は工事・製品費用からその補助予定額を除いて算定します。

健康づくりをサポートします
健康寿命UP大作戦！

区民の皆さんの健康寿命(健康で不自由なく暮らせる期間)を伸ばして、いつまでも元気に過ごすために食事(野菜摂取量)と身体活動(歩数)の向上をめざす「健康寿命UP大作戦！」に取り組んでいます。

■「すみだ1ウィーク・ウォーク ウォーキングチャレンジプログラム」の昨年の結果

【実施期間】6年10月12日～11月17日 ＊7日間の歩数を計測【参加者数】427人【1日の平均歩数】1万1125歩 ＊男性1万1762歩、女性1万577歩

■「すみだウォーキングマップ2025年版」の配布

区民の皆さんに区内を楽しく、健康に歩いてもらうため、「すみだウォーキングマップ」を毎年作成し、配布しています。2025年版のマップでは、新たに5つのコースを作成し、その見所や消費カロリー、歩数等を掲載しています。生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすためには、適度な運動を続けることが大切です。マップを活用し、健康づくりに取り組みましょう。
【費用】無料【配布場所】健康推進課(横川5－7－4すみだ保健子育て総合センター2階)、ひがしんアリーナ(区総合体育館)(錦糸4－15－1)、各出張所等 ＊区HPからも出力可



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【問合せ】健康推進課地域保健担当 ☎5608－8514

“やりたい”が見つかる！
すみだスポーツポータルサイト「すみスポ」

区のスポーツ関連情報を一括で調べられる情報サイト「すみスポ」を公開しました。最新のイベントや区内のスポーツ施設、利用者の年齢・体力・目的に合わせたスポーツ教室等の情報を調べられます。スポーツを新たに始めたいと考えている方や、観戦やボランティアをしたい方は、ぜひご利用ください。

【問合せ】スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312



ご活用ください
中小企業人材確保支援事業

区内中小企業で従業員が働きやすいよう、就業規則の作成・見直し等を行ったうえで職場の環境整備を行う場合や、就業規則の整備のみを行う場合の経費の一部を補助します(人材確保・定着支援補助金、就業規則整備補助金)。詳細は区HPをご覧ください。なお、申込みの際は、事前に電話でお問い合わせください。

【申込み】必要書類を直接または郵送で、6月2日～30日に〒130-8640経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6185へ

＊就業規則整備補助金は随時受け付け



費用を助成しています
風しんの抗体検査と予防接種

【対象】区内在住の19歳以上で、妊娠を予定または希望している女性とその同居者(妊婦の同居者を含む)**【助成内容】**▶風しんの抗体検査を受けたことがない方＝抗体検査費用を全額助成

＊抗体価が低いと判断された方には、MR(麻しん・風しん混合)予防接種費用を全額助成

▶すでに風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いことが分かっている方＝MR(麻しん・風しん混合)の予防接種費用を全額助成(抗体価の確認あり)

【抗体検査・予防接種の実施場所】区内実施医療機関**【申込み】**事前に保健予防課感染症係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階) ☎5608-6191へ

＊詳細は区HPを参照



子育て世帯等を応援します
すみだ住宅取得利子補助制度

区内の住宅を取得した子育て世帯または若年夫婦世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助し、定住を促進します。申請する場合は、事前に区HP等をご覧ください。

【補助内容】1年間に支払った利子額(上限10万円)を5年間補助(最大50万円)

＊「フラット35地域連携型」を利用した場合は、借入れ金利が当初5年間、年0.5%（「フラット35子育てプラス」も利用する場合は、年0.75%～1.0%）引下げ

【対象】区内の住宅を取得し、次のいずれかに該当する世帯▶中学生以下の子どもがいる ▶夫婦ともに39歳以下である

＊過去に「三世代同居・近居住宅取得支援制度」を利用した世帯は対象外

【申請期限】建物の所有権保存登記または所有権移転登記から1年

＊ほかにも要件あり

【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215

世界一の交通安全都市TOKYOをめざして
春の墨田区交通安全運動

4月6日～15日に、春の全国交通安全運動が実施されることに伴い、区でも交通安全運動を実施します。今回は▶こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

▶歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

▶自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

▶二輪車の交通事故防止

▶放置自転車・放置二輪車の撲滅

に重点を置き、運動を展開します。また、4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

【問合せ】▶土木管理課交通安全担当＝☎5608-6203

▶本所警察署＝☎5637-0110

▶向島警察署＝☎3616-0110

ご意見をお聞かせください
都市計画案の縦覧

京島一丁目東地区防災街区整備事業に関する都市計画案を縦覧できるほか、区内在住の方や計画案に利害関係がある方は、意見書を提出できます。

【縦覧期間】4月14日(月)～28日(月)

【縦覧場所】都市計画課(区役所9階)

【意見書の提出方法】

身近なスポーツの場としてご利用ください
スポーツ施設開放事業

【種別等】下表のとおり**【対象】**区内在住在勤在学の中学生以上

＊各自スポーツ保険(傷害保険)等への加入が必要

＊中学生は保護者または20歳以上の方の同伴が必要

【費用】無料

＊用品代等が必要な場合あり

【申込み】期間中、直接会場へ**【問合せ】**スポーツ振興課スポーツ振興担当 ☎5608-6312

種目	利用区分	学校名	利用期間
卓球	個人	曳舟小学校(京島1-28-2)	▶4月15日～11月4日 ▶8年1月13日～2月24日 の毎週火曜日午後7時～9時
バレーボール(9人制・ソフトバレー)		錦糸中学校(石原4-33-14)	▶4月16日～7月2日 ▶9月3日～12月10日 ▶8年1月7日～3月4日 の毎週水曜日午後7時～9時
ニュースポーツ(ボッチャ等)		墨田中学校(向島4-25-22)	▶4月16日～12月10日 ▶8年1月7日～3月4日の水曜日午後7時～9時 *8月13日を除く
バドミントン		竪川中学校(亀沢4-11-15)、吾嬬第二中学校(八広4-4-4)、吾嬬立花中学校(立花5-48-2)	
		旧向島中学校(東向島4-18-9)	▶4月9日～8年3月25日の水曜日午後7時～9時 *8月13日、12月31日を除く
バスケットボール		寺島中学校(八広1-17-15)	▶4月16日～12月10日 ▶8年1月7日～3月4日 の水曜日午後7時～9時 *8月13日を除く
硬式テニス		▶4月16日～6月25日 ▶10月15日～12月10日 ▶8年1月7日～3月4日 の毎週水曜日午後7時～9時	
ソフトテニス		▶4月13日～6月29日 ▶10月19日～12月14日 ▶8年1月11日～3月1日 の日曜日午後1時～4時 *5月4日を除く	
	団体		▶4月17日～6月27日 ▶10月16日～31日の毎週木・金曜日午後7時～9時

●学校行事等により、利用できない場合があります。各学校の利用中止日は区HPをご覧ください。

●寺島中学校の団体向けソフトテニスは、事前登録が必要です。登録する場合は、問合せ先へご連絡ください。

午後5時半に放送(4月1日から)
帰宅呼びかけメロディ「夕焼け小焼け」

遅くまで遊んでいる
子には家に帰るよう
ひと声かけて

都市計画案の名称・ご意見(書式自由)・氏名・住所・電話番号を直接または郵送、ファクス、Eメールで、4月28日(必着)までに〒130-8640都市計画課都市計画・開発調整担当(区役所9階) FAX5608-6409・✉toshikeikaku@city.sumida.lg.jpへ

【問合せ】▶事業＝不燃・耐震促進課防災街区担当 ☎5608-1594

▶その他＝都市計画課都市計画・開発調整担当 ☎5608-6265

手当額が改定されました
児童扶養手当・特別児童扶養手当

全国消費者物価指数の変動により、4月分からの児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定されました。

【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

■児童扶養手当

対象児童	4月分からの手当月額
1人目	【全部支給】 4万6690円 【一部支給】 4万6680円～1万1010円
2人目加算額	【全部支給】 1万1030円 【一部支給】 1万1020円～5520円

■特別児童扶養手当

等級	4月分からの手当月額
1級	5万6800円
2級	3万7830円

対象者を拡充します
高齢者給付サービス

下記の高齢者給付サービスについて、対象者を拡充します。詳細はお問い合わせください。

■補聴器購入費助成

聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい方へ、補聴器(医療機器認定取得)の購入費用を一部助成します。

【新規対象者】住民税課税者【助成額】上限2万円

■理容・美容サービス

寝たきり等で理容室に行くことが困難な方へ、訪問理美容の利用券を配布します。

【新規対象者】40歳～64歳(第2号被保険者)で要介護3以上の方

■寝具洗たく・乾燥サービス

寝たきり等の方がいる世帯で寝具の洗濯等が困難な方へ、寝具の乾燥消毒または水洗いクリーニング乾燥消毒を行います。

【新規対象者】40～64歳(第2号被保険者)で要介護3以上の方

■はり、灸、マッサージ事業

在宅で寝たきり等の方を日常的に介助している方へ、1枚4000円相当の三療券(はり・灸・マッサージ券)を2枚配付します。

【新規対象者】要介護3以上の方を在宅で介助している方

【問合せ】高齢者福祉課支援係 ☎5608-6168

仮算定通知書を送付します
介護保険料

■介護保険料の算定基準の変更

介護保険料の算定(第1・2・4・5段階)では、老齢基礎年金の支給額相当として、年金収入等80万円を算定基準としていましたが、令和6年の老齢基礎年金の支給額が80万9000円となることを踏まえ、算定基準も80万9000円に変更します。

■納入通知書(仮算定通知)の送付

前年度の課税状況に基づき仮計算した保険料額をお知らせする「納入通知書(仮算定通知)」を送付します。ただし、公的年金から特別徴収する4・6・8月の保険料額と2月の保険料額が同額の場合は送付しません。

なお、今年度の課税状況等に基づき算定した1年分の保険料額の「決定通知書」は、65歳以上の方へ7月中旬頃に送付します。

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度

【対象】世帯全員が住民税非課税で、次の全ての要件を満たす方 ▶「決定通知書」の保険料の所得段階が第2・3段階である ▶前年の収入合計額が1人世帯で120万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)である ▶別世帯の住民税課税者に扶養されていない ▶世帯全員の預貯金の合計が200万円以下である ▶居住用以外の土地・建物を有していない ▶申請月の前月までの保険料を滞納していない【減額内容】現年度において、第2・3段階の方の保険料額を第1段階相当額に減額 *申請月より前の減額は不可

■災害等で納付が困難な方への保険料の負担軽減制度

災害等の特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937

保険料等をお知らせします
後期高齢者医療制度

■令和7年度の保険料

令和7年度は、均等割額が4万7300円、所得割率が9.67%、賦課限度額が80万円です。年間の保険料額は7月に送付する決定通知書でお知らせする予定です。

■対象の方への各通知書の送付

普通徴収(納付書・口座振替で納付)の方

今月中旬に「暫定保険料額決定通知書」を送付します。今回送付する保険料額は、令和6年度の保険料額を基に計算した金額です。納付書払いの方は、同封する4月分～6月分の納付書で各納期限ま

でに納めてください。

特別徴収(年金差引き)の方

4月から特別徴収が始まる方と、すでに特別徴収されていて6月から保険料額が変わる方に、「特別徴収(仮徴収)開始通知書」を今月上旬に送付します。

■延滞金の徴収、還付加算金の加算

保険料を納期限までに納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収することがあります。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100

70歳以上の希望者に発行します
東京都シルバーパス(4月～9月購入者用)

【利用できる交通機関】都営交通(日暮里・舎人ライナーを含む)、都内民営バス等【対象】都内に住民登録がある70歳以上の方 *70歳になる誕生月の初日(1日生まれの方は前月の初日)から申込み可 *寝たきりの方を除く【費用・必要書類等】下表のとおり【有効期間】発行日～9月30日【申込み】必要書類を直接、最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等の発行窓口へ【区内常設窓口】▶錦糸町駅前(南口)都バス定期券発売所(江東橋3-14-5・JR 錦糸町駅南口バスターミナル内) ▶都バス江東自動車営業所(江東橋4-30-10)【問合せ】▶東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎5308-6950 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝休日を除く)【担当課】高齢者福祉課

対象区分	費用	必要書類	
		全区分	対象区分ごと
1(令和7年度住民税が課税で3以外の方)	1万255円	本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、生活保護受給証明書、健康保険証等)	－
2(令和7年度住民税が非課税の方)	1000円		次のいずれかの書類▶令和7年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に「1」～「6」のいずれかの記載があるものか、「7」の記載で合計所得金額135万円以下のもの) ▶令和7年度住民税非課税証明書▶令和7年度住民税課税証明書(合計所得金額が135万円以下のもの) ▶生活保護受給証明書(4月以降に発行された「生活扶助」の記載があるもの)
3(令和7年度住民税が課税の方のうち、令和6年の合計所得金額が135万円以下の方) *経過措置			

- ㊦「令和7年度介護保険料納入(決定)通知書」は再発行できません。また、区市町村から6月以降に送付される「本決定通知書」をご用意ください。「仮決定通知書」は使用できません。
- ㊦「令和7年度住民税課税・非課税証明書」の発行には、手数料(▶窓口交付＝300円 ▶マイナンバーカードを利用したコンビニ交付＝200円)、本人確認書類等が必要です。なお、代理人が申請する場合には、委任状、代理人の本人確認書類等が必要です。
- ㊦「令和7年度介護保険料納入(決定)通知書」「令和7年度住民税課税・非課税証明書」は、令和7年度住民税の賦課決定が行われるまでの期間(4月～6月頃)は、令和6年度の書類で代用できます。
- ㊦不動産譲渡所得に係る特別控除額(令和6年分)がある場合は控除します。該当する方は、必要書類が異なる場合がありますので、東京バス協会シルバーパス専用電話にお問い合わせください。
- ㊦10月以降は、制度の見直しまでの措置として利用者負担の軽減を行う予定です。

区政情報番組

ウィークリー すみだ

4月の番組表



キャスター
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

知＝すみだのそここが知りたい 特＝特集 歩＝歩いてみよう!すみだでオフタイム

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
4月1日(火)～5日(土)	知 地域福祉プラットフォーム			
4月6日(日)～19日(土)	特 復活の第九 未来への第九(再放送)	知 地域福祉プラットフォーム	特 復活の第九 未来への第九(再放送)	知 地域福祉プラットフォーム
4月20日(日)～26日(土)	歩 曳舟エリア			
4月27日(日)～5月3日(祝)	歩 曳舟エリア	特 復活の第九 未来への第九(再放送)	歩 曳舟エリア	特 復活の第九 未来への第九(再放送)

* 内容が一部変更になる場合あり

* ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ

毎月1日は
墨田区防災の日

4月1日の点検項目
日頃から
家庭で職場で
防災会議



毎月5日は
すみだ環境の日

4月のエコしぐさ
なんとなく
ついでるテレビ
消してみよう



墨田区環境キャラクター
「地球くん」

暮らし 健康・福祉 子育て・教育 仕事・産業 税金・国保 文化・スポーツ イベント 区政 その他 ぽけっと(区主催以外)

広告 墨田区の工務店 雨漏りのプロ! 地域密着型で施工後も安心! ■東洋堂ハウスSP■とうきょうスカイツリー駅前支店 ☎03-5637-7497